

昭和村移住促進動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

昭和村移住促進動画制作業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 目的

近年、コロナ禍により首都圏に住む若い世代を中心に、地方の豊かな自然環境や伝統文化の素晴らしさに価値を見出し、地方への移住を検討する人が増えている傾向がある。本村では、若い世代をターゲットとして、本村への移住者のリアルな日常の暮らしとやりがいのある仕事、村の豊かな自然環境、継承されてきた伝統文化等、本村の魅力が伝わる動画を制作し、ターゲット層に向けて発信することで、本村の移住促進を図る。

2. 業務概要

- 1 業 務 名 昭和村移住促進動画制作業務委託
- 2 業務内容 「昭和村移住促進動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- 3 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- 4 見積価格上限額
この業務に係る見積価格上限額は2,871,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、業務委託料の積算にあつては、見積価格上限額の範囲内とすること。

3. 担当係

- 1 担当部局
〒968-0212
福島県大沼郡昭和村大字喰丸字宮前1374番地 「交流・観光拠点施設 喰丸小」
昭和村役場産業建設課観光交流係 （移住・定住施策担当）
電話 0241-57-2124
FAX 0241-42-7322
E-mail kankou@vill.showa.fukushima.jp

4. プロポーザル方式等の導入のねらい

本村では、若い世代をターゲットとして、本村への移住者のリアルな日常の暮らしとやりがいのある仕事の魅力が伝わる動画を制作し、ターゲット層に向けて発信することで、本村への移住促進を図ることを目的としている。また、動画制作業務の中で発掘した地域の手仕事、自然環境等の地域資源について、有効的な活用法の検討を行い、今後を見据えた観光資源の磨き上げにつなげていきたい。

そのため、画一的な仕様書に基づく価格の比較ではなく、専門的な技術と動画制作に熱意を有する事業者から企画提案書を徴し、その内容を勘案して評価するプロポーザル方式を採用することで効果的な業務の実施を目指すもの。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者。
- （３）昭和村暴力団排除条例（平成 24 年昭和村条例第 2 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員との関係を有していない者であること。
- （４）国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- （５）法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- （６）本広告に示した業務を確実に履行できる者であること。

6. 参加申込及び企画提案書手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり①参加申込書等、②企画提案書等を提出しなければならない。なお、期限までに必要書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

1 参加申込書の提出

参加申込書等を次のとおり作成し提出すること。

(1) 提出書類（各1部）

ア【様式1】参加申込書

イ【様式2】参加資格に関する申立書

ウ【様式3】受注実績調書

エ【様式4】会社概要書

オ 直近の事業年度における財務諸表等の写し

カ 直近年度の国税、都道府県税および市区町村税の納税証明書

（未納がないことが確認できるもの）

(2) 提出期限 令和3年9月24日（金） ※消印有効

(3) 提出場所 「3. 担当係」に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送

※企画提案書等も併せて送付すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

「5. 参加資格要件」に定める要件に該当するか確認を行い、令和3年9月27日(月)までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案の審査方法等について通知する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案の審査を実施する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により村に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令3年10月4日（月） ※消印有効

イ 提出場所 「3. 担当係」に同じ

ウ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送

(3) 村は、(2)の説明を求められたときは、令和3年10月8日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

3 企画提案書の提出

企画提案書等を次のとおり作成し提出すること。企業提案書は、PRしたいポイントや記載内容・背景等の提案趣旨を明確にし、仕様書に基づき作成すること。

(1) 提出書類

ア. 企画提案書（任意様式）

①別紙仕様書の要件を満たす、次の内容に基づく企画提案を行うこと。また、「10. 企画提案の審査方法及び評価基準」により評価は可能な内容で企画提案すること。

- ・企画コンセプト

業務の趣旨及び目的に対する理解、動画制作に取り組む意欲
企画内容の基本的な考え方（コンセプト）

- ・企画内容

本村の魅力を最大限発揮できる提案や視聴者へのPRポイント
全体構成や演出方法の具体的イメージ図（絵コンテ等）

- ・業務工程

業務実施における全体工程

- ・実施体制

動画制作の組織及び人員体制
編集及び撮影責任者の実績・経験等

- ・動画活用・広報

完成した動画の有効的な活用方法
完成した動画の有効的なPR方法

- ・その他提案事項

その他、提案できる事項について記載する。

- ・類似実績

企画提案内容に関連する類似業務の実績

- ・会社概要

②企画提案書の様式は以下のとおりとすること。

- ・日本工業規格A4用紙を横に使用し、長辺綴じとする。当該規格を超える大きさの用紙を使用する場合は折り込み等によりA4サイズ以下に収まるようにすること。

- ・企画提案書の表紙には、「昭和村移住促進動画制作業務委託に係る企画提案書」及び社名を記載すること。

- ・表紙を除くページにページ番号を入れること。

イ. 見積書

- ①「2. 業務概要」に記載する業務に要する全ての額を計上した見積書（任意様式）を提出すること。見積書には、消費税及び地方消費税を含む金額（100分の10を加算した金額）を記載すること。
- ②見積金額について、工程ごとの項目を明示した、できるだけ詳細な内訳書（任意様式）を添付すること。
- ③見積書は、封筒に封入・封緘をして1部提出すること。

（2）留意事項

- ①提案書は1者につき1案とする。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは原則として認めない。
- ④企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込及び企画提案等を無効とする。
- ⑤提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ⑥提出された書類は、審査目的に使用するほか、契約の相手方に選定された場合には契約書類の一部として使用することがある。それ以外の目的では使用しない。
- ⑦見積額は本業務において、最も優秀な企画提案を行った候補者（優先交渉業者）を選定するためのものであり、本業務の契約額ではない。
- ⑧業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。
- ⑨業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ⑩参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出すること。
- ⑪提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。

（3）提出期限 令和3年9月24日（金）※消印有効

（4）提出場所 「3. 担当係」に同じ

（5）提出方法 持参又は郵送

・電子データ CD-R 1部

・紙媒体 5部（ただし、見積書については1部のみ）

※1 郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により、「公募型プロポーザル実施要領に係る提出書類在中」と明記すること。

※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵送での提出を推奨する。

※3 参加申込書等も併せて送付すること。

7. 質疑応答等

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。
- ア 提出書類【様式5】質疑応答書
 - イ 提出期間 令和3年9月24日（金）※必着
 - ウ 提出場所 「3. 担当係に同じ」
 - エ 提出方法 質疑応答書に記載されたメールアドレス宛に電子メールにより送付し、電話連絡のこと。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加申込書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。
- (3) 説明会は実施しない。

8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 「5. 参加資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9. 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

企画提案の審査評価及び受注候補者特定のため、職員から構成される昭和村移住促進動画制作業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

(1) 評価方法

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、「企画提案書」による審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(2) 審査内容

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、下記審査基準に総合的に審査する。

【審査基準】

審査項目	評価基準	点数
企画提案内容	・業務の趣旨、目的を理解した提案内容であるか ・具体的で、実現性の高い提案となっているか ・ターゲットとしている若い世代に訴求力のある提案となっているか ・視聴者へ強いインパクトを与え、印象に残る内容か ・本村への移住のきっかけとなることが期待できる内容か ・制作した動画の効果的な活用方法が提案されているか ・想定しているターゲットにリーチできるようなノウハウを持っているか	70点
業務遂行能力等	・業務を遂行する上で十分な体制であるか ・本業務の実施に資する専門性は十分か ・円滑に業務を遂行することができるスケジュールになっているか ・類似業務の受託実績があるか	25点
業務経費	・見積金額は提案内容に対して適当であるか	5点

合計100点

(3) 実施方法

ア 新型コロナウイルス感染症の流行を考慮し、オンライン会議システムにより実施することとし、1者の持ち時間は説明30分、質疑10分、計40分とする。開催日時については、別途通知することとする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたパワーポイント、デモンストレーションのための動画等の使用は可能とする。

ウ オンライン会議システム、パソコン等プレゼンテーション及びヒアリングに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

オ 欠席をした場合は、審査、評価及び特定から除外する。

カ 応募が1者の場合もプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。

3 受注候補者の特定

審査委員会において、「9. 企画提案の審査方法及び評価基準」に定める審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、企画提案書、ヒアリング等に関する項により候補者を特定するものとする。なお、応募が1者の場合は、各委員の評価点の平均が60点以上で受注候補者とする。

4 審査結果の通知

(1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により村に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1) の通知があった日の翌日から5日以内 ※必着

イ 提出場所 「3. 担当係」に同じ

ウ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送

(3) 村は、(2) の説明を求められたときは、書面を受け取った日の翌日から5日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

5 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受注候補者及び評価点数

(2) 全ての企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）

(3) 受注候補者の特定理由

10. 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受注予定者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、本業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、昭和村財務規則（昭和 58 年昭和村規則第 2 号）第 98 条各号の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

後払いとする。

11. その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により村の承諾を得なければならない。

12. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル公募要領の公開	令和３年９月１４日(火)
参加申込書等の受付 企画提案書等の受付	令和３年９月１４日(火)から同年９月２４日(金)まで(消印有効)
参加資格要件確認結果通知及び 企画提案の審査を実施する旨の通知	令和３年９月２７日(月) なお、早期に提出のあったものは、随時通知を行う。
質問書の受付	令和３年９月１４日(火)から同年９月２４日(金)まで(必着) なお、質問への回答は随時行う。
ヒアリング(プレゼンテーション)	令和３年１０月初旬予定
最終審査結果の通知	令和３年１０月初旬予定
契約締結	令和３年１０月中旬予定